

お 知 ら せ

平成28年11月21日

尾北支部
土地利用部会 会員 各位

愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 伊代田 誠二

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、農地転用許可申請に伴う「資力があることを証する書面」の取扱いについて、これまで専用住宅では添付不要となっていましたが、国の指導により平成29年4月1日以降の許可申請より添付が必要となりますので、お知らせします。

詳しくは、本会ホームページ、支部ホームページをご覧下さい。

資力があることを証する書面の取扱いの変更について

1 変更の内容

これまで個人で住宅を建設するための農地転用許可申請については資力があることを証する書面の添付を不要としていたが、国の指導により取扱いを見直し、全ての転用許可申請（追認許可を除く。）に資力があることを証する書面の添付を必要とする。

2 個人で住宅を建設する場合の資力があることを証する書面の例

（1）自己資金による場合

残高証明書、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高のわかる部分）

（2）借り入れによる場合

融資（見込、予定）証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、
事前審査結果通知、知人等から資金を借りる場合は借用書、
金融機関の担当者等による証明書（別紙様式参照）

（3）共通事項

農地転用申請者と口座名義人又は融資を受ける者が異なる場合は戸籍
謄本（抄本）・住民票等により続柄等を調べ、両者が異なることに合理性
があること確認する。

3 取扱いの変更時期

平成29年4月1日以降の許可に係る申請から取扱いを変更する。

この件は、扶桑町の伊藤千勢会員より情報をいただきました。お礼申し上げます。